

ご活用ください

## 香川県保育学生修学支援事業



### 保育士養成施設で保育士資格の取得をめざす 学生の皆様を応援します！

この貸付制度は、質の高い保育士の養成確保とともに、香川県内で業務に従事する保育士を確保することを目的として、指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付けるものです。  
令和2年度から、県外の保育士養成施設に在学する香川県出身の学生も対象になりました。

#### 01 応募資格

貸付けの対象となるのは、次の(1)から(3)の要件を満たす学生です。

- (1) 保育士養成施設の学生  
香川県内及び県外の保育士養成施設に在学している方
- (2) 申込時点で香川県内に住民登録をしている学生又は保育士養成施設の学生となった前年度に香川県内で住民登録をしていた学生
- (3) 世帯の収入が基準以内であること

#### 02 必要書類

- (1) 保育士修学資金貸付申請書  
(連帯保証人2人の署名押印が必要、申請者が未成年者の場合はうち1名は法定代理人)
- (2) 世帯に関する届出書
- (3) 誓約書
- (4) 保育士養成施設の推薦書
- (5) レポート(200字以上400字以下)
- (6) 住民票(申請者及び申請者と生計を一にする世帯員の住民票(謄本)と連帯保証人(住民票抄本))  
※申請者の住所が県外の場合、申請者が養成施設の学生となった前年度に香川県内に住所を有していたことが分かる書類(住民票、戸籍の附票など)と生計を一にする世帯員の住民票と連帯保証人住民票抄本
- (7) 世帯の収入を証明する書類(源泉徴収票の写し、又は確定申告書の写し等)
- (8) 申請世帯における被扶養者が県外在住の学生の場合、被扶養者であることを確認できる書類(扶養者の源泉徴収票の写し、在学証明書等)
- (9) 申請者の家庭が生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況である場合、そのことを証明する書類(生活費加算を希望する場合のみ)
- (10) その他必要と認める書類(該当する場合のみ)

### 03 貸付内容

(1) 貸付額……次の①から③の金額です。

- ① 基本額 ……1 月当たり 5 万円以内(最高 24 か月分)
- ② 入学準備金…20 万円 ※1 年生及び 2 年生(正規の修学期間が 4 年の場合に限る)
- ③ 就職準備金…20 万円

合計 1,600,000 円以内

**【生活費加算】** 生活保護受給世帯から入学した者又は生活保護世帯に準ずる経済状況にある者は、生活費の一部として、年齢及び居住地に対応する区分の額を加算できます。

**【高等教育の修学支援新制度】** ①・②について、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となる方は、上記金額を上限に、自己負担額の範囲において貸付を行います。

(2) 貸付期間……貸付決定日の属する年度の 4 月から 2 年間

※正規の修学期間が 2 年間を超える保育士養成施設に在学している場合は、貸付額(2 年間 24 か月分)に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

(3) 利子………無利子

### 04 返還免除

次の要件のいずれかに該当する場合に貸付金の全額が返還免除されます。

- (1) 保育士養成施設を卒業した日から 1 年以内に、保育士登録を行い、香川県内の保育所、認定こども園、預かり保育を常時実施している幼稚園等(返還免除対象施設)において 5 年間業務に従事すること(過疎地域での従事又は中高年離職者の場合は 3 年間)
- (2) 県内の保育所等において 5 年間勤務している間に、業務上の事由により死亡し、又は、業務に起因する心身の故障により、業務に従事できなくなったとき

### 05 返還

以下のいずれかに該当する場合返還となります。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 保育士養成施設卒業後 1 年以内に、保育士登録せず、又は香川県内の返還免除対象施設で業務に従事しなかったとき
- (3) 香川県内で業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由で死亡し、又は心身の故障により、業務に従事できなくなったとき

#### \*返還方法

・返還方法…月賦、半年賦の均等払い(一括払い、繰上げ返還も可)

・延滞利子…返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年 3%の延滞利子を徴収

### 06 返還猶予

以下のいずれかに該当し継続しているとき返還の猶予があります。

- (1) 香川県内の返還免除対象施設において児童の保護等の業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき
- (3) 修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き保育士養成施設に在学しているとき

#### 【問い合わせ先】

社会福祉法人香川県社会福祉協議会 香川県福祉人材センター  
〒760-0017 高松市番町一丁目 10 番 35 号  
TEL 087-833-0250 / FAX 087-861-5622  
<http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/fukushi/>

